



## 知的財産裁判所組織法、 及び知的財産裁判所審理法のご案内

近年、台湾知財業界において最も注目されているのは、特許商標の司法救済事件の審理の効率を良くさせると共に、知的財産権関連裁判の質の向上に大いに寄与するために、2008年7月1日に正式に知的財産裁判所を設置することです。知的財産裁判所の始動の同時に、「智慧財産法院組織法(知的財産裁判所組織法)；(以下、「組織法」と略称する)」及び「智慧財産案件審理法(知的財産裁判所審理法)；(以下、「審理法」と略称する)」は、2008年7月1日より発効しています。これにより、台湾の知的財産訴訟制度や知的財産権保護の環境強化に大きな改善をもたらすことが期待されます。

知的財産裁判所の設立では、特許・商標等知的財産権に関する案件に対し、行政救済審の簡略化、合議方式で争議事件を審理することが可能になり、従来よりも、訴訟・救済の時間を短縮することができ、且つ国民・企業の権利をより迅速に保護し、権利者の権益の保護を強化することができる見通しとなっています。設立後の短い時間において、アメリカのスーパー301一般観察名簿に指名された台湾が、遂に2009年1月16日にて米国によって削除されました。それは、知的財産関連訴訟を集中審理し、統一見解を出すだけでなく、迅速かつ積極的で正確な審理を行う上に、知的財産に関する法律問題を解決してきました結果に帰結すると考えられます。

従来、台湾の訴訟制度は、行政訴訟、刑事訴訟及び民事訴訟の3つの訴訟態様に大きく分類されますが、知的財産裁判所の始動に伴って、「組織法」及び「審理法」の発効により、現行の知的財産裁判法制は、従来に比べて以下のような特色を有しております。

一、裁判所が知的財産権、例えば、特許権、実用新案権や商標権などの有効性について自ら判断することができます。



- 二、同一の知的財産権の有効性判断に対する知的財産局と裁判所の見解を効果的に整合するため、新法の規定では、裁判所が技術審査官を配置する以外に、知的財産主務官庁訴訟に参加する方式で意見を述べることができます。
- 三、従来証拠保全の執行が強制力を具えない問題を解決するため、強制執行力を具えた証拠保全制度を設ける上で、証拠保全執行の相手方には執行を拒絶する権利がなくなります
- 四、営業秘密について、具体的な営業秘密保護手段の一つである秘密保持命令が導入され、秘密保持命令が可能となります。当事者又は如何なる第三者も、訴訟中又は訴えが提起される前に、法により、秘密保持命令を下すよう裁判所に申し立てることができます。
- 五、知的財産権の権利者は、重大な損害の発生を防止するため又は差し迫った危険を回避するため、初歩的な証拠を提出して裁判所に仮処分を申し立て、相手方がその権利侵害行為に基づいて特定の製品を製造又は販売することを禁止することができます。この一方で、権利者が適切な初歩的証拠を提出しなければ、仮処分の保護を取得することはできず、担保金を提出しても初歩的証拠の提出に代えることができなくなります。

以上のとおり、簡略に要点のみをご参考までご説明いたしましたが、お気づき点、ご質問となります点、ご要望などございましたら、お気軽に弊所の何 ([lewis@lewisdavis.com.tw](mailto:lewis@lewisdavis.com.tw)) までお問い合わせください。